令和　8　年　11　月　26　日
教　　育　　委　　員　　会

（件名）

文部科学省「令和７年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」静岡県公立学校の状況（調査結果の要旨）

（義務教育課）
（高校教育課）
（特別支援教育課）

【概要】

11月26日に公表される文部科学省「令和７年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果における本県の主な内容について報告する。

【調査対象期間】

令和７年度（令和７年４月から令和８年３月まで）

【調査対象】

国公私立小・中・高等学校、特別支援学校、都道府県・市町村教育委員会

【県内の公立学校数及び児童生徒数（政令指定都市を含む）】

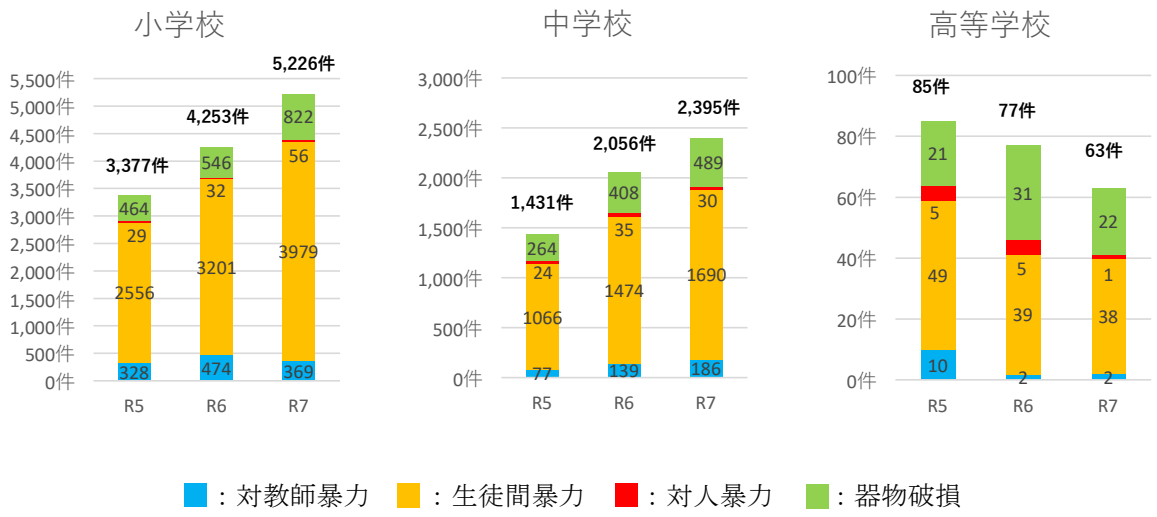
校種＼項目	学校数	児童生徒数
小学校	476校	162,772人
中学校	257校	87,177人
高等学校	93校	56,205人
特別支援学校	40校	4,853人

【ページ構成】

１　暴力行為の状況　２ページ
　暴力行為の発生件数
　1,000あたりの暴力行為の発生件数
２　いじめの状況　３・４ページ
　いじめの認知件数
　いじめの解消率
　いじめ発見のきっかけ
３　長期欠席（不登校）の状況　５ページ
　不登校児童生徒数
　1,000人あたりの不登校児童生徒数
４　高等学校の中途退学者　６ページ
　高等学校の中途退学者数
　高等学校の中途退学率
５　調査結果を踏まえた対応　７ページ
　（1）全般的な対応
　（2）暴力行為・いじめへの対応
　（3）不登校等への対応
＜いじめに関する留意点＞　８ページ
＜不登校に関する留意点＞　８ページ

1　暴力行為の状況

暴力行為の発生件数（※暴力行為：対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊の合計）



1,000人あたりの暴力行為の発生件数　（※国公私立を含むデータで比較）

（　）内は全国平均　　単位：件

区別＼校種	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
小学校	19.2（11.5）	25.1（13.8）	31.7（14.6）
中学校	15.3（10.4）	22.0（12.6）	25.9（13.5）
高等学校	1.3（1.7）	1.5（1.8）	1.6（2.0）

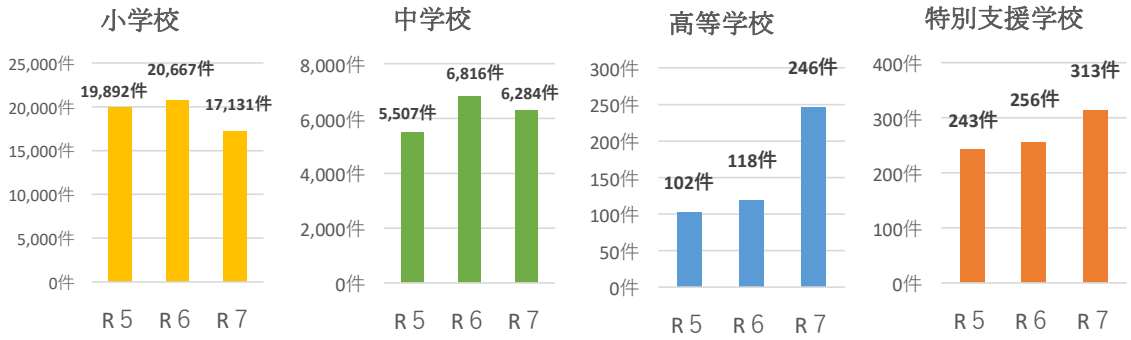
【小学校】
- 暴力行為の発生件数は、増加傾向にある。
- 生徒間暴力は、令和５年度から７年度にかけて1,423件増加した。暴力行為全体の増加（1,849件）の約８割を生徒間暴力の増加が占めている。
- 器物損壊は、令和６年度から令和７年度にかけては276件増加しており、増加が特に顕著である。
- 1,000人あたりの暴力行為の発生件数は、全国平均を大幅に上回っている。

【中学校】
- 暴力行為の発生件数は、増加傾向にある。
- 生徒間暴力は、令和５年度から７年度にかけて624件増加した。暴力行為全体の増加（964件）の約65％を生徒間暴力の増加が占めている。
- 対教師暴力は、令和５年度から７年度にかけて109件増加した。令和５年度と比較すると約2.4倍となっており、４類型の中でも増加が顕著である。
- 1,000人あたりの暴力行為の発生件数は、全国平均を大幅に上回っている。

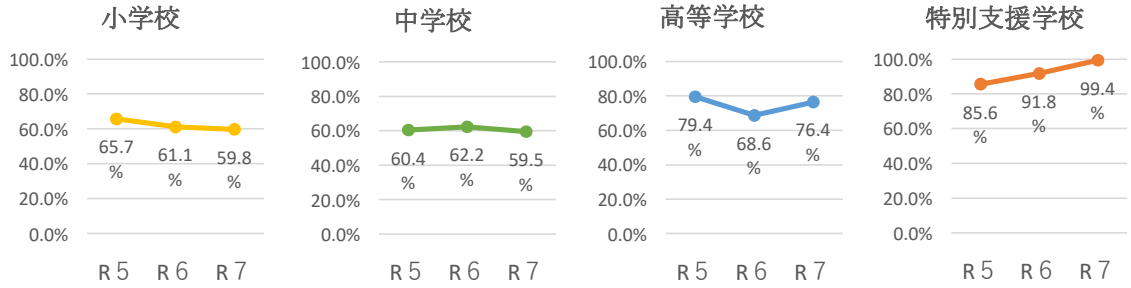
【高等学校】
- 暴力行為の発生件数と1,000人あたりの発生件数は令和６年度から令和７年度にかけて減少幅が増加している。
- 生徒間暴力の発生件数は、前年度より減少したものの、他の項目と比較すると依然として多い。
- 1,000人あたりの暴力行為の発生件数は、全国平均を下回っている。

2　いじめの状況

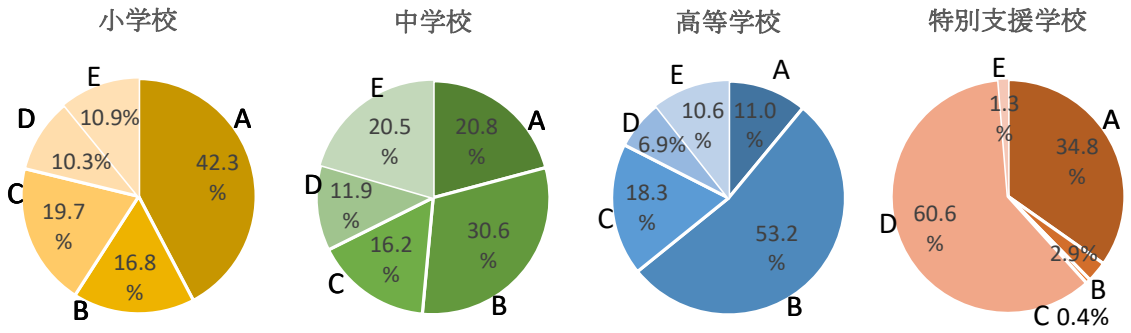
いじめの認知件数　※〈いじめに関する留意点〉８ページへ



いじめの解消率　※〈いじめに関する留意点〉８ページへ



いじめ発見のきっかけ（小・中・高・特支で共通して割合の高いもの）



A:アンケート調査など学校の取組によって　　B:本人からの訴え

C:本人の保護者からの訴え　　D:学級担任が発見　　E:その他

いじめの認知件数（小・中・高・特支の合計）　※国公私立を含むデータで比較

	認知件数	1,000人あたりの認知件数	前年度差
静岡県	24,410件	69.1件	-8.6件
全国	791,784件	64.0件	+2.7件

いじめの解消率（小・中・高・特支の合計）　※国公私立を含むデータで比較

	解消率	前年度差
静岡県	59.8%	-2.0%
全国	74.1%	-2.0%

いじめ防止対策推進法第28条第１項に規定する「重大事態」（小・中・高・特支の合計）
※国公私立を含むデータで比較

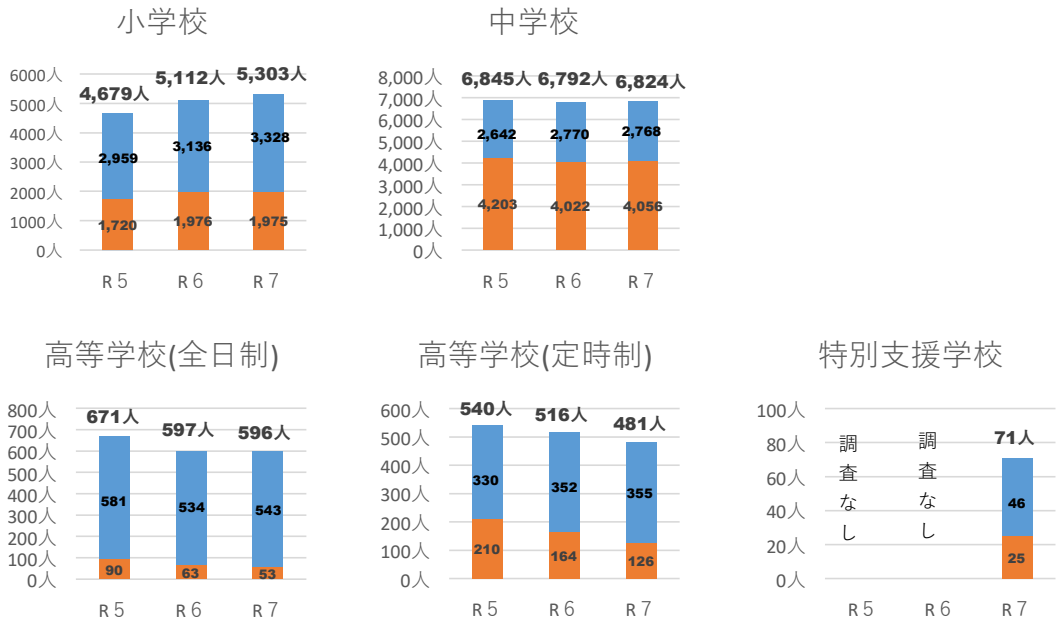
	発生件数	法第28条第１項第１号に規定する「重大事態」	法第28条第１項第２号に規定する「重大事態」	1,000人当たりの「重大事態」
静岡県	54件	31件	35件	0.15件
全国	1,798件	1,154件	1,042件	0.15件

【小学校・中学校・高等学校・特別支援学校】
・ いじめ重大事態の発生件数（国公私立を含む）は54件、1,000人当たりの発生件数は0.15件となっており、全国と比較して同数となった。
・ いじめ発見のきっかけの本人からの訴えにおいて、小学校16.8％、中学校30.6％、高等学校53.2％と、発達段階が上がっていくにつれ、増加が顕著に見られる。
【小・中学校】
・ いじめ認知件数は、令和６年度から令和７年度にかけて小・中学校ともに減少に転じている。
・ いじめ解消率は、小中学校ともに６割を下回った。
【高等学校】
・ いじめの認知件数は、増加傾向にあり、昨年度と比べて２倍以上に増加している。
・ いじめ解消率は、令和６年度から令和７年度にかけて上昇に転じている。
【特別支援学校】
・ いじめの認知件数は、増加傾向にある。
令和７年度の内訳は、小学部123件、中学部98件、高等部92件であった。
・ いじめの解消率は、上昇傾向にあり、令和５年度から令和７年度にかけて、13.8％上昇となった。

3　長期欠席（不登校）の状況

不登校児童生徒数

※当該年度中に、連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。）の数



■：30日以上90日未満欠席児童生徒数　　■：90日以上欠席児童生徒数

※特別支援学校は、令和５年度、令和６年度は調査を行っていない。

1,000人あたりの不登校児童生徒数（※国公私立を含むデータで比較）

（　）内は全国平均　　単位：人

区別＼校種	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
小学校	26.7（21.4）	30.0（23.0）	32.1（24.0）
中学校	73.5（67.1）	73.8（67.9）	75.2（68.7）
高等学校	19.8（23.5）	19.3（23.3）	19.8（23.5）
特別支援学校（小・中学部）			6.2（19.0）
特別支援学校（高等部）			26.3（62.2）

※特別支援学校は、令和５年度、令和６年度は調査を行っていない。

【小学校】
- 不登校児童数は増加傾向にある。
- 1,000あたりの不登校児童生徒数は、全国平均と比べて高い。

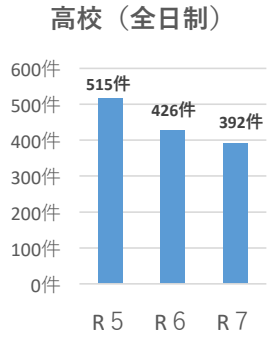
【中学校】
- 中学校の不登校生徒数は高止まりしている。
- 1,000あたりの不登校児童生徒数は、全国平均と比べて高い。

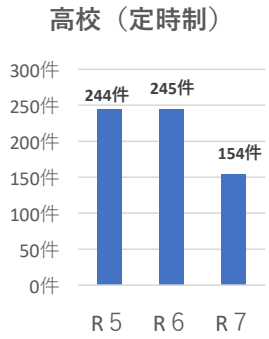
【高等学校】
- 不登校生徒数は、全日制は令和６年度から令和７年度にかけてわずかな減少となったが、全日制、定時制ともに減少傾向にある。
- 90日以上欠席児童生徒数は減少傾向にある。定時制については、生徒数は増加しているにもかかわらず、減少している。

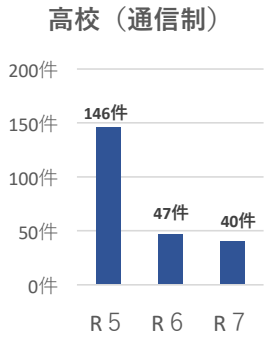
【特別支援学校】
- 今年度調査より、特別支援学校が調査対象追加となっている。
- 不登校児童生徒数は71人であった。内訳は、小学部8人、中学部10人、高等部53人であった。
- 90日以上欠席している児童生徒数は、25人となっており、全体の35.2%となる。

4　高等学校の中途退学者

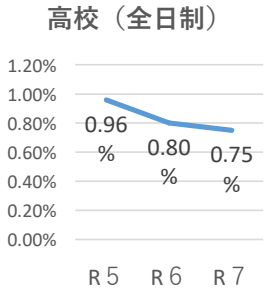
高等学校の中途退学者数

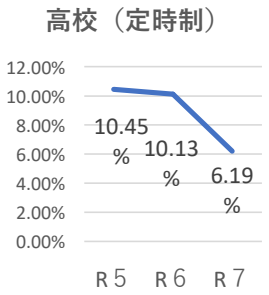


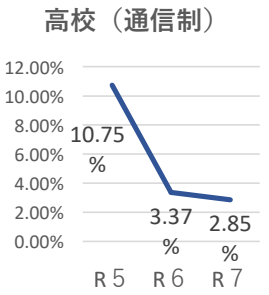




高等学校の中途退学率







【高等学校】
- すべての課程において、退学者数、中途退学率は昨年度に比べて減少している。
- 特に定時制課程において、中途退学者数が90人程度減少し、中途退学率も約４ポイント減少している。

５　調査結果を踏まえた対応

すべての子供にとって安心・安全に過ごせる学校づくりを推進するために、以下の取組を実施する。

(1) 全般的な対応

	【ここちよい学校づくり】 各学校において、「ここちよい学校づくり」を推進し、児童生徒の自己存在感、自己有用感、主体性を育む授業・学級づくり・特別活動・学校行事等に取り組み、不登校やいじめ等の未然防止、社会を生き抜く力の育成を図る。幼保小中が連携することで、全ての子供が自分らしく安心して過ごせる体制を構築する。
新規	【静岡県版ＳＥＬ】 小学校１年生から中学校３年生までの９年間で、社会情動的スキル（忍耐力、自己管理、社交性、思いやり、自尊心など）を身に付けることを目的に、学校教育における「静岡県版ＳＥＬの推進」に取り組む。
新規	【架け橋ＳＥＬ】 静岡県教育委員会による、「静岡県版ＳＥＬ」の小中高等学校での実施、効果検証と協働し、「架け橋SEL」を作成、実施をすることで、架け橋期のこどもの非認知能力（社会情動的スキル）の育成を推進する。
新規	【静岡県版ＳＥＬ高校生版】 平成24年度に作成された人間関係づくりプログラムをOECD(H30)等で示される社会情動的スキル（非認知能力）を体系的・系統的に学べるプログラムに改訂する。また、義務教育段階との接続を考慮し、義務教育課が作成した静岡県版ＳＥＬをベースとする。
	【人権教育】 日常における指導の在り方が、児童生徒の人権感覚の育成に直結するため、人権教育事業を管轄する教育政策課と連携し、教職員対象の各種研修会において、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚を図る。
	【教育相談体制の充実】 心理や福祉の視点から、児童生徒一人一人への適切な支援を可能にするため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの効果的活用を進めるため、協議会やスキルアップ研修会を実施する。

(2) 暴力行為･いじめへの対応

	【心の健康観察】 いじめ、問題行動等を適切に早期発見・早期対応するため、一人一台端末を活用した心の健康観察等の体制構築を推進する。
	【情報モラル教育】 情報モラル教育を推進するために、小・中学校でのネット安全・安心講座の実施、高等学校での情報の授業における情報モラル学習、保護者対象のスマホルールアドバイザー養成講座を実施する。
	【スクールロイヤーの活用】 学校における問題が深刻化しないよう、児童生徒の最善の利益を考慮し、法律相談を通して、学校における適切な対応を推進する。いじめの未然防止や適切な初期対応について理解を深めるために、各市町教育委員会生徒指導担当者を対象とした研修会において、スクールロイヤーによる講義を実施する。また、児童生徒を対象としたいじめ予防に関する授業の推進を支援する。
新規	【いじめ対策伴走支援チームの活用】 特別支援学校における発達特性を起因とするいじめ事案や、学校だけで対応にあたることが困難な事案等に対し、専門的知見を活用した適切な指導・支援を行うため、多職種で構成する「いじめ対策伴走支援チーム」を設置し、事案の早期対応や再発防止に向けた取組の支援等を行う。
	【学校いじめ防止基本方針の徹底と組織的な対応の推進】 各学校において学校いじめ防止基本方針に基づく対応の改善が図られたことを踏まえ、方針の教職員間での共有や保護者・児童生徒への周知が確実に行われるよう、チェックシート等による確認や教職員研修等を継続的に働き掛け、組織的な未然防止、早期発見・早期対応につなげる。

(3) 不登校への対応

	【不登校対策方針の策定】 全ての児童生徒の社会的自立に向けた健やかな成長を支え、学びと進路を社会全体で保障するため、児童生徒をまんなかに、公教育を提供する学校を軸として、総合的な不登校対策を推進する。
	【多様な教育機会の確保】 不登校児童生徒の社会的自立に向け、校内教育支援センターや校外教育支援センターの利用、自宅におけるＩＣＴ等を活用した学習支援、フリースクール等の民間施設・団体との連携、しずおかバーチャルスクール、アイマップ、合同相談会など、一人一人の状況に応じた支援の充実を図る。
	【幼保小中の接続】 「小１プロブレム」や「中１ギャップ」の解消に向けて、小１支援員の配置等、幼保小及び小中の連携を推進する。

＜いじめに関する留意点＞

○ 文部科学省の見解等

・ 文部科学省としては、**いじめの認知件数が多い学校**について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と**極めて肯定的に評価**する。
（『平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の一部見直しについて』より）

・ いじめ解消の定義
いじめは，単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは，少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし，これらの要件が満たされている場合であっても，必要に応じ，他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）**が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは，少なくとも３か月を目安とする。**ただし，いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は，**この目安にかかわらず，学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により，より長期の期間を設定するものとする。**学校の教職員は，相当の期間が経過するまでは，被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し，期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は，改めて，相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において，**被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し，心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認**する。
学校は，**いじめが解消に至っていない段階では，被害児童生徒を徹底的に守り通し，その安全・安心を確保する責任を有する。**学校いじめ対策組織においては，いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため，支援内容，情報共有，教職員の役割分担を含む対処プランを策定し，確実に実行する。
（『平成２５年「いじめの防止等のための基本的な方針」』より）
・文部科学省は「いじめの解消の定義に基づき判断した結果、解消と判断できない事案が多くなる」「いじめについて、**丁寧かつ慎重に対応することになるため、解消率が前年と比較して下がることは問題ではない」**との見解を示している。

○ 本県の対応
・ 本県では、「いじめ防止対策推進法」及び「静岡県子どもいじめ防止条例」に基づき、「いじめはどの学校にも、誰にでも起こり得るもの」と捉え、いじめを見逃すことなく組織として認知し、早期に対応するよう各学校に指導している。今後も、認知したいじめの解消に向けた適切な指導・支援を継続するとともに、すべての児童生徒が安心して生活することができる学校づくり、いじめを起こさない、いじめを許さない集団づくり等の未然防止に向けての取組も推進していく。

＜不登校に関する留意点＞

○ 文部科学省の見解等

・ 不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要である。
（『義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針』より）

・ 不登校とは，多様な要因・背景により，結果として不登校状態になっているということであり，その行為を「問題行動」と判断してはならない。加えて，不登校児童が悪いという根強い偏見を払拭し，学校・家庭・社会が不登校児童に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつことが，児童生徒の自己肯定感を高めるためにも重要である。
（『学習指導要領　総則　第３章　第４節　２（３）不登校児童（生徒）への配慮』より）